

## 福島県防災会議条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。<u>以下「法」という。</u>）第十五条第八項の規定に基づき、福島県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(委員及び専門委員)</p> <p>第二条 <u>委員（法第十五条第五項第五号から第八号までに掲げる者をもって充てる者に限る。）の定数は、五十五人以内とする。</u></p> <p>2 <u>法第十五条第五項第六号から第八号までに掲げる者をもって充てる委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に任命される福島県防災会議の委員の任期は、改正後の福島県防災会議条例第二条第二項の規定にかかわらず、同日までとする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号_____）第十五条第八項の規定に基づき、福島県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(委員及び専門委員)</p> <p>第二条 <u>次の各号に掲げる委員の定数は、当該各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。</u></p> <p>一 <u>知事の部内の職員のうちから指名される委員 十人以内</u></p> <p>二 <u>市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員 四人以内</u></p> <p>三 <u>指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員 十七人以内</u></p> <p>四 <u>自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員 二人以内</u></p> <p>2 <u>前項第二号から第四号までに掲げる委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>